

「藤三港町店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三港町店

所在地 呉市光町65番74外

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設配置に関する事項

①駐輪場の位置

(変更前)

NO.	位置	収容台数	備考
1	A棟南側 (別添図面3に記載のとおり)	47台	
2	A棟南東側 (別添図面3に記載のとおり)	25台	
3	B棟南東側 (別添図面3に記載のとおり)	18台	
4	C棟南側 (別添図面3に記載のとおり)	13台	
	合計	103台	

(変更後)

NO.	位置	収容台数	備考
1	A棟南側 (別添図面4に記載のとおり)	40台	
2	A棟南東側 (別添図面4に記載のとおり)	45台	位置変更
3	B棟南東側 (別添図面4に記載のとおり)	18台	
4	C棟南側 (別添図面4に記載のとおり)	13台	
	合計	116台	
	届出台数	103台	

②荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

NO.	位置	面積	備考
1	A棟西側 (別添図面3に記載のとおり)	50.4 m ²	
2	A棟北東側 (別添図面3に記載のとおり)	20.0 m ²	
3	B棟南側 (別添図面3に記載のとおり)	26.0 m ²	
4	D棟北東側 (別添図面3に記載のとおり)	13.0 m ²	
	合計	109.4 m ²	

(変更後)

NO.	位置	面積	備考
1	A棟西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	50.4 m ²	
2	A棟北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	20.0 m ²	
3	B棟南側 (別添図面 4 に記載のとおり)	26.0 m ²	
4	D棟北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	13.0 m ²	
5	A棟北側 (別添図面 4 に記載のとおり)	15.0 m ²	増設
	合計	124.4 m ²	

③廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

NO.	位置	面積	備考
1	A棟屋内西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	7.5 m ³	
2	A棟屋内北西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	6.0 m ³	
3	A等屋内北東側 (別添図面 3 に記載のとおり)	4.0 m ³	
4	B等屋内南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	3.3 m ³	
5	C棟屋内南西側 (別添図面 3 に記載のとおり)	1.6 m ³	
6	D棟屋内北側 (別添図面 3 に記載のとおり)	0.5 m ³	
	合計	22.9 m ³	

(変更後)

NO.	位置	面積	備考
1	A棟屋内西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	7.5 m ³	
2	A棟屋内北西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	6.0 m ³	
3	A等屋内北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	4.0 m ³	位置変更
4	B等屋内南西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	3.3 m ³	
5	C棟屋内北西側 (別添図面 4 に記載のとおり)	1.6 m ³	位置変更
6	D棟屋内北側 (別添図面 4 に記載のとおり)	0.5 m ³	位置変更
	合計	22.9 m ³	

(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No. (添付図面No. 3 上)	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	
2	午前6時00分から午後10時00分まで	
3	午前0時00分から午後12時00分まで	
4	午前6時00分から午後10時00分まで	

(変更後)

荷さばき施設No. (添付図面No. 4 上)	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前0時00分から午後12時00分まで	
2	午前6時00分から午後10時00分まで	
3	午前0時00分から午後12時00分まで	
4	午前6時00分から午後10時00分まで	
5	午前0時00分から午後12時00分まで	増設

- 3 変更する年月日
令和5年11月16日
- 4 軽微変更適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第9条第1項）
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐輪場の位置
 - ②荷さばき施設の位置及び面積
 - ③廃棄物等の保管施設の位置
- 5 説明会掲示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第12条第1項）
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐輪場の位置
 - ②荷さばき施設の位置及び面積
 - ③廃棄物等の保管施設の位置
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 6 変更する理由
建物設計の見直しにより施設の配置の変更が生じるため
- 7 届出年月日
令和5年11月6日
- 8 届出等の縦覧場所
呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）
- 9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯
 - (1) 期 間 令和5年11月9日から令和6年3月9日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する

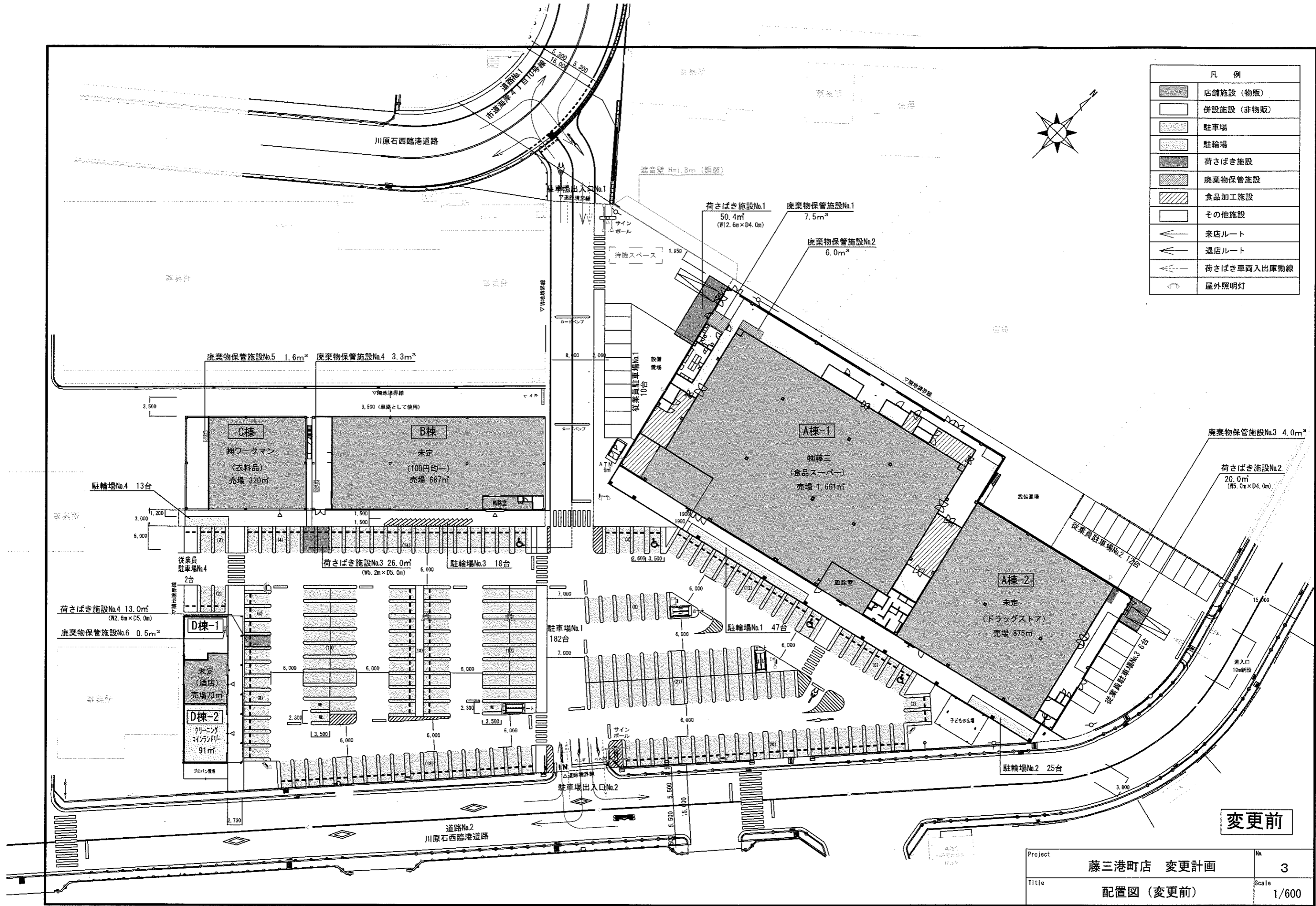
者は、この告示の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和6年3月9日

(2) 提出先

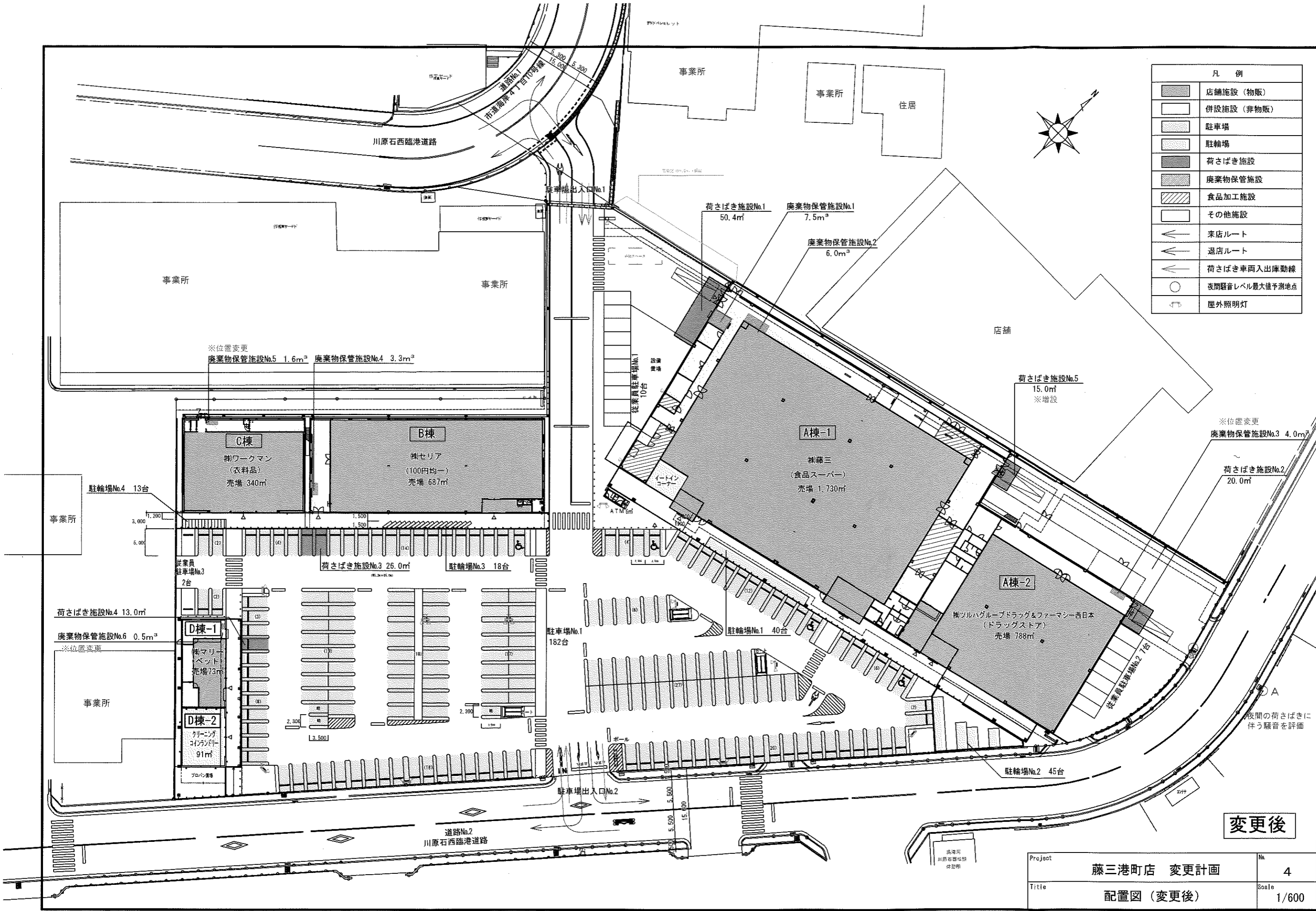
呉市産業部商工振興課



凡例	
[Pattern]	店舗施設 (物販)
[Pattern]	併設施設 (非物販)
[Pattern]	駐車場
[Pattern]	駐輪場
[Pattern]	荷さばき施設
[Pattern]	廃棄物保管施設
[Pattern]	食品加工施設
[Pattern]	その他施設
[Arrow]	来店ルート
[Arrow]	退店ルート
[Arrow]	荷さばき車両入出庫動線
[Symbol]	屋外照明灯

変更前

Project	藤三港町店 変更計画	No.	3
Title	配置図 (変更前)	Scale	1/600



凡例	
[Pattern]	店舗施設 (物販)
[Pattern]	併設施設 (非物販)
[Pattern]	駐車場
[Pattern]	駐輪場
[Pattern]	荷さばき施設
[Pattern]	廃棄物保管施設
[Pattern]	食品加工施設
[Pattern]	その他施設
[Arrow]	来店ルート
[Arrow]	退店ルート
[Arrow]	荷さばき車両入出庫動線
[Circle]	夜間騒音レベル最大値予測地点
[Light]	屋外照明灯

変更後

Project	藤三港町店 変更計画	No	4
Title	配置図 (変更後)	Scale	1/600